

新 旧 対 照 表

新

旧

宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱

宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱

第1条～第18条 略

第1条～第18条 略

附 則

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、同年8月28日から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、同年8月28日から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	対象事業	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
施設整備事業	測量・設計費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場（第3種）の認定を受けるために必要な改修工事に伴う測量・設計に要する費用（基本設計は除く。）	宿毛市	宿毛市	2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源（地方債及び他市町村負担分を除く。）が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1	5,137,000円
	工事費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場（第3種）の認定を受けるために必要な改修工事に要する費用				179,950,000円

別表第1（第3条関係）

事業区分	対象事業	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
施設整備事業	測量・設計費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場（第3種）の認定を受けるために必要な改修工事に伴う測量・設計に要する費用（基本設計は除く。）	宿毛市	宿毛市	2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源（地方債及び他市町村負担分を除く。）が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1	5,137,000円
	工事費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場（第3種）の認定を受けるために必要な改修工事に要する費用				179,950,000円

備品等整備事業	備品等整備費	公益財団法人 日本陸上競技 連盟が規定す る公認陸上競 技場(第3種) の認定を受け るために必要 な備品の購 入、改修及び 公認記録の取 得に必要なと なる写真判定機 の整備に要す る費用			18,814, 000 円
公認検定事業	公認料 検定員派遣旅費	公益財団法人 日本陸上競技 連盟が行う公 認検定におけ る検定員派遣 旅費及び公認 料に要する費 用			71,000 円

別表第2 (第6条関係) 略

別表第2 (第6条関係) 略